

横浜市結核児童療育給付事務取扱規則（昭和42年規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）																																							
<p>（第1条から第2条まで省略）</p> <p>（療育の給付申請）</p> <p>第3条 省令第10条第1項の規定により療育の給付の申請をしようとする者は、療育給付申請書（第1号様式）に、指定療育機関の医師が発行する療育意見書（第2号様式）、世帯調書（第3号様式）及び課税証明書を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（第4条から第11条まで及び附則省略）</p> <p>別表（第9条第2項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>児童の属する世帯の階層（細）区分。</th> <th>徴収基準月額</th> <th>加算基準月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> </tr> <tr> <td>B階層</td> <td>A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">C階層</td> <td>A階層及びB階層を除き、前年度分（1月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前々年度分。この表において同じ。）の所得税非課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">450</td> </tr> <tr> <td>当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">5,800</td> <td style="text-align: center;">580</td> </tr> <tr> <td></td> <td>当該年度分の市町村民税所得割課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">C₁階層</td> <td style="text-align: center;">C₂階層</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	児童の属する世帯の階層（細）区分。	徴収基準月額	加算基準月額	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	B階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。	0	0	C階層	A階層及びB階層を除き、前年度分（1月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前々年度分。この表において同じ。）の所得税非課税世帯。	4,500	450	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯。	5,800	580		当該年度分の市町村民税所得割課税世帯。	C ₁ 階層	C ₂ 階層	<p>（第1条から第2条まで省略）</p> <p>（療育の給付申請）</p> <p>第3条 省令第10条第1項の規定により療育の給付の申請をしようとする者は、療育給付申請書（第1号様式）に、指定療育機関の医師が発行する療育意見書（第2号様式）<u>その他市長が必要と認める書類</u>を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>（第4条から第11条まで及び附則省略）</p> <p>別表（第9条第2項）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>階層区分</th> <th>児童の属する世帯の階層（細）区分。</th> <th>徴収基準月額</th> <th>加算基準月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A階層</td> <td>生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> <td style="text-align: center;">円 0</td> </tr> <tr> <td>B階層</td> <td>A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>C階層</td> <td>A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、<u>前年度分</u>。この表において同じ。）の市町村民税均等割のみ課税世帯。</td> <td style="text-align: center;">4,500</td> <td style="text-align: center;">450</td> </tr> </tbody> </table>	階層区分	児童の属する世帯の階層（細）区分。	徴収基準月額	加算基準月額	A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0	B階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。	0	0	C階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、 <u>前年度分</u> 。この表において同じ。）の市町村民税均等割のみ課税世帯。	4,500	450
階層区分	児童の属する世帯の階層（細）区分。	徴収基準月額	加算基準月額																																					
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0																																					
B階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。	0	0																																					
C階層	A階層及びB階層を除き、前年度分（1月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前々年度分。この表において同じ。）の所得税非課税世帯。	4,500	450																																					
	当該年度分の市町村民税のうち均等割のみ課税世帯。	5,800	580																																					
	当該年度分の市町村民税所得割課税世帯。	C ₁ 階層	C ₂ 階層																																					
階層区分	児童の属する世帯の階層（細）区分。	徴収基準月額	加算基準月額																																					
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	円 0	円 0																																					
B階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、前年度分。この表において同じ。）の市町村民税非課税世帯。	0	0																																					
C階層	A階層を除き、当該年度分（4月1日から6月30日までの間に療育の給付を受けた場合は、 <u>前年度分</u> 。この表において同じ。）の市町村民税均等割のみ課税世帯。	4,500	450																																					

D階層、	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その税額の年額区分が次の額であるもの。	2,400円以下。	D ₁ 階層	6,900	690
		2,401円以上4,800円以下。	D ₂ 階層	7,600	760
		4,801円以上8,400円以下。	D ₃ 階層	8,500	850
		8,401円以上12,000円以下。	D ₄ 階層	9,400	940
		12,001円以上16,200円以下。	D ₅ 階層	11,000	1,100
		16,201円以上21,000円以下。	D ₆ 階層	12,500	1,250
		21,001円以上46,200円以下。	D ₇ 階層	16,200	1,620
		46,201円以上60,000円以下。	D ₈ 階層	18,700	1,870
		60,001円以上78,000円以下。	D ₉ 階層	23,100	2,310
		78,001円以上100,500円以下。	D ₁₀ 階層	27,500	2,750
		100,501円以上190,000円以下。	D ₁₁ 階層	35,700	3,570
		190,001円以上299,500円以下。	D ₁₂ 階層	44,000	4,400
		299,501円以上831,900円以下。	D ₁₃ 階層	52,300	5,230
		831,901円以上1,467,000円以下。	D ₁₄ 階層	80,700	8,070
		1,467,001円以上1,632,000円以下。	D ₁₅ 階層	85,000	8,500
		1,632,001円以上2,302,900円以下。	D ₁₆ 階層	102,900	10,290
		2,302,901円以上3,117,000円以下。	D ₁₇ 階層	122,500	12,250
3,117,001円以上4,173,000円以下。	D ₁₈ 階層	143,800	14,380		
4,173,001円以上。	D ₁₉ 階層	全額	左の徴収基準月額額の1割。ただし、当該額が17,120円に満たない場合は、17,120円とする。		

D階層、	A階層及びB階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村住民税課税世帯であって、その市町村住民税所得割の額の区分が次の額であるもの。	3,000円以下。	D ₁ 階層	5,800	580
		3,001円以上5,800円以下。	D ₂ 階層	6,900	690
		5,801円以上8,700円以下。	D ₃ 階層	7,600	760
		8,701円以上13,000円以下。	D ₄ 階層	8,500	850
		13,001円以上17,400円以下。	D ₅ 階層	9,400	940
		17,401円以上22,400円以下。	D ₆ 階層	11,000	1,100
		22,401円以上28,200円以下。	D ₇ 階層	12,500	1,250
		28,201円以上38,400円以下。	D ₈ 階層	16,200	1,620
		38,401円以上50,000円以下。	D ₉ 階層	18,700	1,870
		50,001円以上66,600円以下。	D ₁₀ 階層	23,100	2,310
		66,601円以上91,800円以下。	D ₁₁ 階層	27,500	2,750
		91,801円以上121,500円以下。	D ₁₂ 階層	35,700	3,570
		121,501円以上175,500円以下。	D ₁₃ 階層	44,000	4,400
		175,501円以上221,100円以下。	D ₁₄ 階層	52,300	5,230
		221,101円以上380,800円以下。	D ₁₅ 階層	80,700	8,070
		380,801円以上549,000円以下。	D ₁₆ 階層	85,000	8,500
		549,001円以上879,000円以下。	D ₁₇ 階層	102,900	10,290
		879,001円以上1,041,000円以下。	D ₁₈ 階層	122,500	12,250
		1,041,001円以上。	D ₁₉ 階層	143,800	14,380
			D ₂₀ 階層	全額	左の徴収基準月額額の1割。ただし、当該額が17,120円に満たない場合は、17,120円とする。

備考。	<p>1 徴収基準月額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を除く。）を差し引いた額の月額をいう。」</p> <p>2 C階層又はD階層に属する同一世帯から同時に2人以上の児童が措置を受けた場合は、当該措置に要した入院日数が最も長期となる児童（当該入院日数が同数である場合は、いずれか1人の児童）以外の児童の徴収額については、加算基準月額により算定する。」</p> <p>3 その月の入院日数が1箇月未満のものに係る徴収額については、徴収基準月額又は加算基準月額の日割計算により算定するものとする。」</p> <p>4 本表の規定にかかわらず、当該措置を受けた者の扶養義務者から徴収する徴収額は、当該措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を含む。）を差し引いた額を超えてはならない。」</p>
-----	--

（様式 第1号～第2号様式まで省略）

第3号様式（第3条）

備考。	<p>1 徴収基準月額欄の「全額」とは、当該児童の措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を除く。）を差し引いた額の月額をいう。」</p> <p>2 <u>A階層以外の各層</u>に属する同一世帯から同時に2人以上の児童が措置を受けた場合は、当該措置に要した入院日数が最も長期となる児童（当該入院日数が同数である場合は、いずれか1人の児童）以外の児童の徴収額については、加算基準月額により算定する。」</p> <p>3 その月の入院日数が1箇月未満のものに係る徴収額については、徴収基準月額又は加算基準月額の日割計算により算定するものとする。」</p> <p>4 本表の規定にかかわらず、当該措置を受けた者の扶養義務者から徴収する徴収額は、当該措置に要した費用から社会保険各法の規定により保険者が負担すべき費用（高額療養費の支給を含む。）を差し引いた額を超えてはならない。」</p>
-----	---

（様式 第1号～第44号様式まで省略）

第3号様式（第3条）

第3号様式(第3条)

世 帯 調 査

申請者氏名 (父又は母)		本人氏名 (お子さん)					
見 童 の 属 す る 世 帯 構 成 成 員	世帯構成員名	続柄	性別	生年月日	職 業 (勤務先)	階層 区分	所得税額 (年税額) 円
成 世 帯 外 扶 養 義 務 者 備 考	氏 名						
	住 所						
	氏 名						
	住 所						

- (注意) 1 「世帯構成員」欄は、本人を含めて全世帯構成員を記載してください。
「階層区分」欄は、記載不要です。
- 2 この世帯調査に、次の証明書を添付してください。
- (1) お勤めの方は、勤務先より「給与所得の源泉徴収票」
 - (2) 自営業の方は、税務署より「納税証明書(その1)」
 - (3) 上記(1)及び(2)の証明書の所得税額が0円の方は、更に区役所の市民税担当課より「市民税・県民税課税証明書」
 - (4) 生活保護を受けている方は、区役所の生活保護担当課より受給の「証明書」
 - (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている方は、健康福祉局より「本人確認証」

(A4)

(様式 第4号～第9号様式まで省略)

削除

(様式 第4号～第9号様式まで省略)